

第3回こども未来委員会（書面開催）会議録

日時：令和3年3月19日（金）～3月25日（木）

資料：令和3年度開設予定の小規模保育事業に係る意見聴取について

○意見聴取の結果について

全委員から回答を提出いただきました。

いただいた御意見等及び事務局の回答については次のとおりです。

委員からの意見及び質問	
	運営者から直接プレゼンを聞きたかった。
	未満児保育の不足解消の為に必要な施設だと思う。
	乳児室・ほふく室・保育室が一体的な室となっており、必要に応じて可動壁で仕切るという設定になっているが、どのような可動壁を使用されていて、乳児の安眠が確保される状況なのか。
事務局	小規模保育事業における保育室の基準については、次のとおりとされており、保育所とは基準が異なっています。 (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) (1)の部屋の面積は、おおむね9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 また、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意することとされています。 当該施設は、L字型の可動壁のほか、パーテーションを活用し、安全確保に努めると伺っており、上記基準を満たしているものと考えます。
	利用定員については、認可定員の総数12人は妥当であると考え。但し、0歳児3人、1歳児4人、2歳児5人の各年齢の定員が、他市町村の例だと、「年齢別の定員は超過しても構わないが、年齢別の面積基準、職員配置、受け入れによる翌年度以降の影響なども考慮したうえで判断が必要」という考えを示しているところもあるようだが、当市はどのように判断するのか？
事務局	保育士の人数及び面積等が最低基準を満たしているかで判断します。利用定員の変更が必要な場合は、適宜申請をいただき、その都度状況に応じて判断していきます。

連携施設が「未定」となっているが、連携施設の有無がその施設の肝になると考えられてもいるようだが、連携施設の整備を求めていてもらいたいと考える。

事務局

連携施設については、整備が必要なものではなく、卒園後の受け皿を確保するためのもので、国において、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができる」とされている経過措置の期間がさらに5年延長されています。市内において、3歳以上児における待機児童は発生していないことから、現時点で連携施設が未定であっても、当該施設卒園後の新たな入所施設は確保できるものと考えています。

民間事業所なので、利益を確保することが最重要課題となると思います。利用者のことを最大事と考え、すぐ撤退とにならないことをお願いしたい。また、利用者の利益を第一と考え、行政の指導監督をお願いしたい。

事務局

市が当該施設の指導監査を実施します。適切な指導を行っていきます。